

## 後漢に於ける楽府詩流行の状況について

小西, 昇

<https://doi.org/10.15017/2332831>

---

出版情報 : 文學研究. 60, pp.109-125, 1961-03-20. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

## 後漢に於ける樂府詩流行の状況について

小 西 昇

現存する漢の樂府詩、特にその代表ともいへべき相和歌辭、雜曲歌辭に屬するものは、そのほとんどが後漢に作られたものと推定されている。しかるに歌謡を採集する機関である樂府は前漢哀帝の綏和二年に廃止されて、それ以後再び置かれることはなかった。そこで問題になるのは、後漢に於いて、採集する機関がなくなつたのに、却つて歌辭は多く残っているのは何故か、ということである。この点について、王運熙氏は「唐六典」と「通典」を引いて、樂府に代わる機関として承華府を挙げ、ここで歌謡を採集したとしている。これによつて、官制の上から一往納得できる筈が出された。しかし、後漢書、全後漢文などには、彼のいう承華府、またその長官であるという承華令の文字は全く見当らない。そこで改めて、後漢書帝紀、志、列伝をはじめ、後漢の作とされている詩、賦、文章などの中から、これに關する記載をひろつて、後漢に於いて、樂府に代わるべき機関があつたかどうか、そしてそこで採詩の仕事をしていたかどうか、また、樂府詩がどのような階層によつて、どのように支持されていたかについて考へてみたいと思ふ。

先ず、樂府に相當する機関の存在の有無であるが、これについ

ては、黃門鼓吹、角抵戲、鼓吹、採詩の四つの項目をたててみていくことにする。(承華府、承華令については、これに關係ある資料の見えたときに述べる)次に、樂府詩の支持層および流行の實態についてであるが、これは少々やっかいである。樂府詩集に集録された歌辭の、歌辭名、曲名が出て来ることはほとんどないので、樂府詩の流行を知るには、俗樂流行の状況を見ることによつて間接に知るより外ない。樂府詩はもともと、民間から採集された歌謡であり、曲にあわせて唱うことが前提となつてゐる。このことは樂府詩集が曲の種類に従つて分類されてゐることでもわかる。また、樂府詩の代表的な曲である相和曲について、宋書樂志三には、「相和ハ漢ノ舊歌ナリ、絲竹更々相和シ、節ヲ執ル者歌フ」と誌されている。これは相和曲が絲竹の樂、すなわち俗樂にあわせて唱われたことを示すものである。このように、樂府詩と俗樂は切り離すことのできないものであり、従つて俗樂の流行の状況を明らかにすることは引いては樂府詩流行の實体を知ることになる。そこで、俗樂流行の状況について、朝廷と俗樂、諸侯・外戚・豪家と俗樂、文人と俗樂、の三つに分けて見て行くことにする。

## 黄門鼓吹

「黄門鼓吹」の語は、次の八箇所に見られる。

- 1 樞將發于殿、羣臣百官陪位、黄門鼓吹三通、鳴鐘鼓（陰太后晏駕詔）
  - 2 世祖追修前業……曰太子樂府、曰黄門鼓吹（蔡邕鼓樂）
  - 3 詔太僕少府、減黄門鼓吹以補羽林士（後漢書安帝紀）
  - 4 黄門鼓吹百四十五人（後漢書安帝紀注、應劭漢官儀上）
  - 5 順帝永和元年、其王來朝京師、帝作黄門鼓吹角抵戲、以遣之（後漢書列傳第七十五、東夷）
  - 6 皇后伏起拜稱臣妾、鼓黄門鼓吹三通、鳴鼓舉羣臣以次出（後漢書禮儀志注）
  - 7 三日、黄門鼓吹、天子所以宴樂羣臣（蔡邕成邊上章、樂意）
  - 8 及與黄門鼓吹温胡、迭唱迭和、喉所發音無不響應（繁欽與魏太子書）
- (1)は、陰太后の樞が宮殿を降りて魂車に移る時、黄門鼓吹三通（通は樂器一組の名、梁武帝は四器を一通とした）、鐘鼓をならした、というのであり、この詔は明帝の永平七年に発せられている。(2)は世祖が前漢の礼制を襲うて大予樂府とともに黄門鼓吹を設置したことを伝えている。世祖というが、郊廟樂を改めて大予樂といったのが明帝の永平三年のことであるから、この後のことと思われる。(3)は安帝の永初元年の出来事である。帝は位に即くと直ちにもろの緊縮政策の一環として黄門鼓吹員を減らして羽林士（天子の宿衛を掌る）に補任した。後漢書の注を書いた劉昭はここで(4)を引いて「黄門鼓吹百四十五人」としているが、この人数は減らす前か後か明らかでない。唐六典には、黄門鼓吹百

三十五人と記されている。(5)その王とは夫餘国の王のこと。角抵戲とは兩々相あたって力または技藝射御を競うことである。黄門鼓吹の奏樂が、來朝の王を慰めるために、この種の催し物と一しょに行なわれたということは、その性格の一端を示すものである。(6)は、蔡質の記した宋皇后立后の儀について述べたものの一部で、建寧四年七月乙未のことである。このとき、詔が下されて皇后の尊きことは帝と等しく、天下に母として臨むものであるから、立后の儀は一きわ莊嚴でなければならぬ、という趣旨のことが述べられている。そしてこの時の立后の儀式に、黄門鼓吹が用いられているのである。(7)は、俗に蔡邕礼樂志と称せられる文中に記されたもので、漢樂四品の第三として黄門鼓吹があげられている。この文から、黄門鼓吹の奏樂が天子と群臣との宴会の席に用いられたこと、またそのような性格のものであったこと、従ってその奏する樂曲も宴に興をそえるようなもの、聞いて楽しむ音楽であったことが十分理解できる。(8)は、繁欽が当時魏の太子であった曹丕にあてた文中の語。この頃、諸鼓吹では、個性あるすぐれた伎女たちを広く探し求めていたが、欽が、都尉薛訪の車子（御者のこと）で年十四になるものを推薦したものである。この中で、この十四才のうたうたいが、黄門鼓吹の温胡と唱和したさまを、「喉ノ發スル所ノ音、響ノゴトクニ應ゼズトイフコト無し、曲折沈浮、變ヲ尋ネテ節ニ入ル」といい、また、その唱い方を「能ク喉轉シテ聲ヲ引キ、箱ト音ヲ同ジウス」「潛氣内ニ轉ジ哀聲外ニ激シ、大ナレドモ抗越セズ、細ケレドモ幽散セズ、聲舊箱ヨリ悲シク、曲常均ヨリ美ナリ」「此ノ孺子遺聲抑揚滕ゲテ窮ムベカラズ、優游變化シテ餘音未ダ盡キズ、其ノ清激悲吟シ雜

フルニ怨慕ヲ以テシ、北狄ノ遐征ヲ詠ジ、胡馬ノ長思ヲ奏スルニ聲  
ンデハ、懷肝脾ニ入り、哀頌艶ヲ感ゼシム。是ノ時日西隅ニ在リ  
涼風狂ヲ拂フ、山ニ背キ溪ニ臨メバ、流泉東ニ逝ク。同ジク坐シ  
仰ギ歎ジ、觀ル者俯聽シテ泣隕涕シ、悲懷慷慨セザルハナシ」と  
表現している。これは俗樂の唱い方を細かく描写したものであ  
る。車子を連れて来てそのまゝ唱を競わせたということは、民間  
で唱われていた曲と同種の曲を黃門鼓吹の樂人たちが唱っていた  
ことを示すものであろう。

以上、整理してみると次の二つのことが言える。黃門鼓吹は大  
体後漢の全時代を通じて存在していた。即ち上の八つの資料の属  
する時代を見ると、明帝一、安帝二、順帝一、靈帝一、獻帝一、  
後漢全般に関するもの一となり、ほぼ全時代にわたっている。次  
にその性格であるが、御者の唱っていた歌が直ちに取上げられ  
たことでもわかるように、民間音楽を奏して、天子が群臣を宴樂  
したり、外国からの賓客を慰めたりするときに用いられたが、一  
方では、太后の葬儀や立後の儀式といった嚴肅な場所でも用いら  
れており、二面的な性格をもっているといわねばならない。前漢  
の樂府も、郡臣を宴樂する時に用いられる一方、郊祀などの祭に  
も用いられた。また黃門鼓吹、樂府とともに少府に属していたの  
であるから、黃門鼓吹は樂府に近い性格のものであったと考えら  
れる。

### 角抵戲

唐六典には、少府の属官である承華令が、黃門鼓吹百三十五人  
と百戲師二十七人を監督していたと誌されている。百戲師という

のは角抵戲を演じる役者たちのことであるが、このように、音楽  
だけでなく芝居を演ずるものが「樂府」のような音楽をつかさど  
る官署に属しているのは、前漢の時代からのことである。哀帝が  
樂府を廢止したときの記録の中に、「常從象人四人」「奏倡象人  
員三人」ということばが見える。この象人は、孟康の注には「今  
の魚蝦獅子を戲る者なり」とあり、韋昭の注には「假面を着する  
者なり」とあって、獅子がしらの面をつけて戯劇を行なうも  
のであったことがわかる。このような戯劇は後漢でも行なわれた  
ことがみえる。

1 方曲既設、祕戲連技、逍遙俯仰、節以鞀鼓、戲車高幢、馳騁  
百馬、連翻九伎、離合上下、或以馳騁、覆車顛倒、鳥獲扛鼎、  
千鈞若羽、吞刃吐火、燕躍鳥時、陵高履索、踴躍旋舞、飛丸跳  
劍、沸渭回擾、巴渝隈一、踰肩相受、有仙駕崔、其形蚺虬、騎驢  
馳射、狐兔驚走、侏儒巨人、戲諠為耦、禽鹿六駑、白象朱首、  
魚龍曼延、睨睨山阜、龜螭蟾蜍、擊參鼓缶（藝文類聚六十三、  
李尤、平樂觀賦）

2 乙酉罷魚龍曼延百戲（後漢書、安帝紀）

3 永寧元年、西南夷揮國王、獻樂及幻人、能吐火自支解、易牛  
馬頭、明年元會作之於庭、安帝與群臣共觀、大奇之（後漢書列  
傳第四十一、陳禪）

4 永寧元年、揮國王雍由調、復遣使者詣闕、朝賀、獻樂人及幻  
人、能變化吐火自支解、易牛馬頭、又善跳丸數乃至千（後漢書  
列傳第七十五、東夷）

5 程角觥之妙戲、鳥獲扛鼎、都盧尋橦、衝狹燕濯、曾突鉞鋒、  
跳丸劍之揮霍、走索上而相逢……總會僊倡、戲豹舞鰐、白虎鼓

瑟、蒼龍吹篳、女蛾坐而長歌、聲清鳴而螭蛇、洪漑立而指麾：

…巨獸百尋、是為曼延…吞刀吐火…（張衡、西京賦）

6 順帝永和元年、其王來朝京師、帝作黃門鼓吹角觝戲以遺之（後漢書列傳第七十五、東夷）

7 祖會饗賜作樂角抵百戲（後漢書列傳第七十九、南匈奴）

8 目極角抵之觀、耳窮鄭衛之聲（後漢書列傳第三十九、仲長統  
冒言上理亂篇）

9 饗遣故衛士儀…作樂觀以角抵、樂闋罷、（後漢書第五卷、  
禮儀志中）

10 以兩大絲繩、繫兩柱中、頭間相去數丈、兩倡女對舞、行於繩  
上、對面道逢、切肩不傾、又踴身出身、藏形於斗中、鐘磬並作  
樂畢作魚龍曼延（蔡質漢儀、後漢書第五卷、禮儀志中）

(1) 先ずこの賦の題にいう平樂觀であるが、これには前漢の武帝の  
時代に上林苑にあったものと、後漢の明帝の時代に築かれたもの  
との二つがある。前者は漢書武帝紀に、「元封六年、京師ノ民角  
觝ヲ上林平樂觀ニ觀ル」とあり、後者は三輔黃圖に「後漢明帝永  
平五年、長安ニ至リテ悉ク飛簾并ニ銅馬ヲ取リ、之ヲ西門外ニ置  
キ、平樂觀ヲ為ル」と誌す。が、賦の文辞の中に、「南洛濱ニ切  
ス」とあるから都が洛陽に移ってから、即ち後漢のこととなるの  
で、この平樂觀は明帝の永平五年に築かれたそれとなる。とする  
と、この賦に描かれた百戲はこの時以後に行なわれたものという  
ことになる。戲車高檣は車にとりつけられた「一本竹」のこと。鳥  
獲扛鼎は鳥獲の人の鼎あげ、すなわち力持ちのこと。吞刀吐火は  
古の幻術の一つで刀を呑み火を吐く奇術のこと。燕躍鳥峙の燕躍  
は燕灌のこと、燕が浴するように身を跳躍させて水盤を越える曲

技。陵高屢索は綱わたりのこと。飛丸跳劍は多くの玉や劍を次々  
と取っては投げける曲技、わが国の刀玉。踰肩相受は一本竹の受  
け渡し、侏儒巨人戲諺為耦は一寸法師と大男が對でふざけあうこ  
と。白象朱首は假頭をつける芝居。魚龍曼延は古の變幻の戲術。

これらの百戲が音楽にあわせて演じられた。(2)は、延平元年のこ  
とである。これも安帝即位直後の一連の緊縮政策の一つである。

魚龍曼延百戲について、劉昭は漢官典職をひいて「九賓樂ヲ作  
シ、舍利ノ獸西方ヨリ来リテ庭ニ戯ル。前殿ニ入り水ヲ激シ化シ  
テ比目魚ト成シ、水ヲ嗽テ霧ト作シ、化シテ黃龍ト成ル。長サ八  
丈、水ヲ出デテ庭ニ遊戲ス」と注している。(3)、(4)はどちらも安  
帝の永寧元年のこと。押国は西南夷の国名。幻人は幻術を行なう  
人で、手品、奇術師のこと。自支解は、体の関節をはずす技。「  
牛馬頭を易う」とは牛や馬の假頭を著けること。跳丸は手玉のこ  
と。これらの百戲と音楽が押国から獻せられ、それを正月の朝会  
の席で演じさせ、天子群臣ともどもに見物したのである。延平元  
年に魚龍曼延の百戲を廢止してから十五年を経て再び朝会とい  
った朝廷の儀式で百戲が行なわれるようになったわけである。(5)は、  
角抵戲といえは必ず引用される張衡の西京賦中の文章である。

しかしこれは西京、すなわち長安に都があった前漢のことを敘べ  
たものであるからここではとらない。が、先の李尤の平樂觀賦と  
比べてみると、百戲の内容がほとんど変わっていないことがわか  
る。つまり前漢のものがそのまま後漢に受け継がれて来たといえ  
るのである。(6)は黃門鼓吹の項に引用したもの。ただ注意したい  
のは、東方の夷である夫餘国の王が来朝したときこれを催したと  
いうこと。(7)は、順帝の漢安二年のことである。帝は大常大鴻臚

に詔して、諸國の人質の王子たちと共に、広陽城門外に於いて南庭の単于の旅立ちを見送る宴を催し、角抵百戲を見物した。(8)は、仲長統の冒言十二巻のうちの理乱篇の文章である。君子が臣下と淫に耽り、上下悪を同じうして角觝の戲を見物し、鄭衛の音楽を楽しむ。そのため天下の政治が乱れ、四夷が中国を侵すに至る、と述べたものである。いつの時代のことをいいたものかわからないが、著者の仲長統は字を公理といい、山陽高平の人で、建安中、荀彧の推挙で尚書郎となり、後、獻帝が退位した延康元年に死んだ人であるから、後漢末のことを諷刺したものと思われる。

(9)、(10)は何時制定された制度であるかわからないが、礼儀志に誌されているのであるから、後漢を通じて行なわれていたと考えられる。(9)は、季冬の月に衛士(宮中を護衛する士卒)を慰勞するために宴席を設け、その時音楽が奏せられ角抵戲が演じられた、というのであり、(10)は、百官が新年を賀する朝会で行なわれたものについて述べている。この日、百官はことごとく賜を受けて宴饗し、網渡り、魚龍曼延の戲を見物した。

以上を整理してみると、①角抵戲は、種類、内容共そのまま前漢から受け継がれた。②そして後漢の全時代を通じて行なわれた。③西域の罽国から新しい音楽や百戲師が献せられた。④百戲は常に朝廷の管理下にあった。ということがわかる。そしてこれは、唐六典にいう「後漢少府の属官の承華令が百戲師二十七人を典った」ことを裏付けるものと言える。(百戲師二十七人というのは少なすぎるが、これは多分、各々の戲の座頭だけを数えたものである。)

## 鼓吹

1 鼓吹二十人、非常員(統漢百官志―補注、通典職官、應劭漢官儀上)

2 鼓吹為国盤娛、禦侮爪牙(北堂書鈔、儀飾部、應劭漢官儀上)

3 遣大鴻臚持節護送使伎人奴婢妓士鼓吹悉從(後漢書列伝三十三、二、楚王英)

4 八年拜超為將兵長史、假鼓吹幢麾(後漢書列伝第三十七、班超)

5 其餘所受虎賁官騎及諸工技鼓吹倉頭奴婢兵弩廐馬、皆上還本署(後漢書列伝第四十巻、梁節王暢伝)

6 子簡王錯嗣、錯為太子時、愛康鼓吹妓女宋閨(後漢書列伝第三十二、濟南安王康)

7 陳遵桓典蘭臺令史十人將羽林騎、鉦車介士、前後鼓吹(蔡邕、太尉楊賜碑)

8 蘭臺令史十人發羽林騎、鉦車介士、前後部鼓吹又勅驃騎將軍官屬、司空法駕送至舊塋(後漢書列伝第四十四、楊震)

9 頃諸鼓吹、求異妓(繁欽、與魏太子書)

(1)、(2)はともに應劭の漢官儀に誌されたものである。これによると、鼓吹の人員は二十人で常時置かれていたのではなく、その奏樂は、国の娛樂と武臣と近衛兵のためになされたということになる。(3)大鴻臚は周官の大行人にあたり、外国の賓客を接待することを司る。節は天子から賜わる符節(わりふ)。楚王英はその晩年黄老の学を好み、仏教を信仰し、金龜玉鶴を作ってそれに文字を刻んで符瑞としたが、永平十三年漁陽王平顯忠等と逆謀の事ありとして楚王をやめさせられて、丹陽涇縣に移された。この時大鴻

臚が節をもって護送し、英は伎人（わざおぎ、やくしゃ）奴婢、妓士（うたひめ、まいひめ）と共に鼓吹をことごとく従わせた。

(4)は、章帝の建初八年のこと。班超を將兵長史（和帝永元十四年に初めて置かれた官で、日南郡に駐在した）となし鼓吹や幢麾（儀仗に用いるはたのぼりのたぐい）を賜わった。班超はこの時西域諸国を征伐し、ついで龜茲国に進攻せんことを上奏し、帝の容るるところとなつて、翌八年この官を賜わつたのである。將軍に鼓吹を与えることについて、古今樂録は次のように述べている。

「横吹ハ胡樂ナリ、張騫西域ニ入りテ其法ヲ長安ニ傳ヘ、唯、摩訶兜勒一曲ヲ得タリ。李延年之ニ因テ更ニ新声二十八解ヲ造ル、乘輿以テ武樂ト爲ス。後漢以テ邊將ニ給ス。萬人將軍之ヲ得、俗用ニ在ル者、黃鶴、隴頭、出關、入關、出塞、入塞、折楊柳、黃「皇子、赤之楊、望行人ノ十曲有リ」と。これによると將軍に鼓吹を給することは後漢に始まつたことになっているが、晋中興書によると、「漢武帝ノ時、南越ニ交趾、九真、日南、合浦、南海、鬱林、蒼梧七郡ヲ加置シ、皆鼓吹ヲ假ス」とあり、前漢の武帝の頃から既にこの制度があつたことがわかる。ともあれ、將軍の与えられ鼓吹というのは、もともと西域の音楽を本にして李延年在作つたもので、前漢の武帝が武樂と名付けたものである。班超が賜わつた鼓吹もこの類であつたらう。武樂が將兵を慰問するために用いられたことは、後漢書列伝第十卷、祭遵伝に「（建武）八年秋……遵が營ニ幸シテ士卒ヲ勞饗シ、黃門武樂ヲ作ス。良夜ニシテ乃チ罷ム」と誌されていることから窺われる。(5)和帝の永元五年、梁の節王暢は、謀叛のことありとして豫列刺史に訴えられたが、帝に許された。そこで、自ら上疏謝辞して今までの己の不敏

を悔い、領土のうち四県を返還し、小妻三十七人のうち、子なき者を実家に帰し、奴婢二百人を選んで止め、その他の虎賁（宿衛をつかさどる）官騎及び諸々の工技、鼓吹、倉頭（奴隸）、兵弩廐馬はみな本署（中央の官署）に返還せんことを申し出た。ここで、鼓吹が諸工技（わざおぎ）の後、倉頭（どれい）の前に誌されていることは、武樂の鼓吹ではなく、うたいめや楽人たちを指していると考えられる。(6)康とは濟南安王康のこと。建武十五年濟南公に、十七年には王となり、三十年平原の六県を加増されたが、後、不軌の事を謀議していると告げられて五県を削られた。建初八年、この五県を返されて以後、財貨をふやし、宮室を修築し、「奢侈恣欲ニシテ遊觀節ナシ」といわれるほど奔放な生活を送つたらしい。この康が立つて五十九年にして死するや、その子錯が簡王と称した。この人が太子のときから、父の鼓吹の妓女、宋閨を愛していたというのである。つまり、遊蕩に耽つた安王康の許には鼓吹があつたことがわかる。(7)、(8)は、同じことを述べたものであるが、その大意は、楊賜が死んだとき、左中郎將郭儀を使いとして、司空驃騎將軍の印綬を贈り、その葬儀に際しては、侍御史に符節を持って喪を送らせ、闕台令史（奏事及び印工文書をつかさどる官）十人が羽林騎（天子を護衛する兵）、輕車介士（戦車の武装兵士）、前後部鼓吹を率い、また驃騎將軍の官属に勅して司空の法駕で墓地まで送らせたとしたのである。前後部鼓吹は、柩を墓地に運ぶ道中に、又その葬儀に用いられたことが分かる。前後部鼓吹といういい方は、西京雜記にも見える。「漢ノ大駕、甘泉汾陰ニ祠ル。千乘萬騎ヲ備ヘ、黃門前後部鼓吹有リ」と。これは天子が甘泉汾陰に天地を祠つたとき、その

鹵簿に前部鼓吹、後部鼓吹が従っていたことをいっただものである。即ち鼓吹がいわゆる道路に用いられたのである。(9)これについては、黄門鼓吹のところですでに述べたが、ここにいう諸鼓吹が具体的に何を指しているかはわからない。しかし、諸鼓吹というのであるから、いろんなところに、いろんな性格の鼓吹があったらしいことはわかる。例えば、曹植鑿舞歌序には、「漢靈帝ノ西園鼓吹ニ李堅トイフ者、能ク鑿舞スル有リ」と述べられている。西園は漢の上林苑の異名である。上林苑にも専属の鼓吹があったものと思われる。

以上整理してみると次のようになる。鼓吹は大別して三つ、①政府機関に属するもの、②王族諸侯に属するもの、③將軍に賜わるものに分かれる。更に①政府機関に属するものは、イ国の娛樂のためのもの、ロ前後部鼓吹のように鹵簿に従うもの、ハ、上林苑などに属するものにわかれ、②王侯に属するものは、玉侯の娛樂のために用いられ、中央の黄門鼓吹に似ている。③將軍に賜わるものは、將兵の志気を鼓舞し、その労苦を慰めるために用いられる。

## 採詩

漢書芸文志によると、武帝が楽府を立ててから歌謡すなわち代趙の謳、秦楚の風が採集され、「亦以テ風俗ヲ觀、薄厚ヲ知ルベシト云フ」と述べられる。楽府の創設が民謡民歌の採集をもたらしめたことを知ることができる。これは哀帝の時楽府の廃止とともに罷められたが、後漢にはいると、直ちに復活された。例えば次の諸例はそのことを証していると思われる。

- 1 廣求民瘼、觀納風謠（後漢書列伝第六十六 循吏伝序）
- 2 和帝即位、分遣使者皆微服單行、各至州縣觀採風謠（後漢書列伝第七十二上 李郃）

- 3 聽民庶之謠吟、問路叟之所憂（後漢書列伝第四十七 劉陶）
- 4 光和五年詔公卿以謠言、舉刺史二千石為民蠹害者（同上）

- 5 詔三府掾屬舉謠言（後漢書列伝第五十七 范滂）

(1)光武の政治を述べたもの。帝は民の間にあって、百姓の苦勞や農事の艱難を見聞きして育った。そのため即位しても勤約を実行し広く民の困苦するところを探求し、その地方の民謡民歌を採集してその民情を察し、政治をおこなった。この結果内外の官吏愈らず、人民は安んじてその仕事に励んだという。(2)和帝の時のこと。使者を各州縣につかわして、その民歌民謡を採集させた。(3)劉陶が桓帝に奉った上議の文章の一節。この時鑄錢の詔が下されたことに感じて「願ハ陛下鍔薄ノ禁ヲ寛クシ、冶鑄ノ議ヲ後ニシテ、民庶ノ謠吟ヲ聽キ、路叟ノ憂フル所ヲ問ヒ云々」と上奏した。(路叟は路傍の老人)そして彼は、近頃聞く征夫飢勞の歌は小雅鴻雁之篇よりはげしいと忠告したため、帝はついに錢を鑄しなかった。(4)靈帝の光和五年のこと。劉陶は事ある毎に直諫し「天下ノ大亂ハ皆宦官ニ由レリ」と上疏したために、宦官の讒言を蒙って獄中に死んだが、後帝は劉陶の言を納れて、(4)の詔を出した。二千石以上の刺史で民を苦しめる者を、謠言を参考にして選び出さしめた。謠言は劉昭の注は「百姓ノ風謠ノ善惡ヲ聽テ之ヲ黜陟スルヲ謂フナリ」と述べる。民歌民謡に怨恨の氣風があれば悪政によると判断したのである。(5)靈帝の時のこと。范滂は



若くして清節があり、清詔使となつて各州を巡察し、後に光祿勳主事となつた。その時三府（太尉・司空・司徒）の属官たちに詔して謡言を挙げさせた。滂は、刺史二千石、權豪の党二十餘人を奏上している。劉昭はここで漢官儀を引いて注をして「三公、長吏ノ臧否、人ノ疾苦スル所ヲ聽采シテ、還々條之ヲ奏ス、是ヲ挙グト爲ス」と。

以上の諸例から考えられることは、後漢に於いても採詩、採歌謡、挙謡言の制度があつたことである。しかし、前漢では樂府に於いて諸国の歌謡が集められたという記録があるのに対し、後漢ではこれらの歌謡がある特定の官署にまとめられたということは見えない。採集については三府の属官たち、あるいは使者が行なつたという記録があるのだが、蜀童謡、荊州童謡、京都童謡、天下童謡など、諸国の童謡が五行志に記載され、これがすべて樂府詩集雜曲歌辭の中に入れられているが、これらが樂府の後身である機関によってまとめられたかどうかは明らかでない。

### 朝廷と俗樂

前漢武帝が樂府を設立して以来、代々の天子が俗樂を好んだことは、桓譚の「桓子新論下」に「漢ノ三主、内ニ黃門工倡ヲ置ク」と誌されていることから知ることができ、その盛大なことは「昔余、孝成帝ノ時ニ在リテ樂府令ヲタリ。凡ソ典領スルトコロノ倡優伎樂、蓋シ千人有リ」（北堂書鈔未改本五十五）とあることから理解できる。綏和二年、この、俗樂を取り扱ふ官署である樂府は、哀帝によつて廢止されたが、その勢いは後漢に入つても衰えることなく、常に諸帝の好むところであつた。

1 召譚拜義郎給事中、帝每讌輒令鼓琴、好其繁聲（後漢書列伝第十六、宋弘）

2 黃門工鼓琴者有任眞卿、廣長倩、能傳其度數、妙曲遺聲（文選、司馬紹統贈山濤詩注）

3 二十八年北匈奴復遣使詣闕貢馬及裘、更乞和親并請音樂（後漢書列伝第七十九、南匈奴）

4 秦古畢、四夷間奏、德廣所及、僂侏兜離、罔不具集、萬樂備（班固、東都賦）

5 今遣從事史李陵與恭護送詣闕、并上其樂詩、昔在聖童、舞四夷之樂、今之所上、庶備其一（後漢書列伝第七十六、西南夷）

6 前史稱桓帝好音樂、善琴笙

7 靈帝好胡服、胡帳、胡牀、胡座、胡飯、胡空侯、胡笛、胡舞（後漢書五行志一）

(1) 桓譚が義郎に任ぜられたのは、建武二年のことである。桓譚は倡樂を嗜み、音律を好み、善く琴を弾じた。帝は「其ノ繁聲ヲ（音調の複雑な音楽）ヲ好ンデ」常に彼を召して琴をひかせたが、彼を推挙した宋弘はこれをよるこぼす、桓譚を責めて、「今數々鄭聲ヲ進メテ以テ雅頌ヲ亂ル。忠正ノ者ニ非ザルナリ」といふたといふ。雅頌などの正統的な音楽でなく、鄭衛の樂、すなわち俗樂を帝に進めたからである。これは帝が俗樂を好んだことを示すものである。(2)は、桓子新論に見えることば。黃門とは官署の名で、宮中に給事するところ。ここに琴を弾ずるに巧みな者、任眞卿と廣長倩が居たといふのである。しかしこれはいつの時代のことかわからない。(3)二十八年といふのは建武のこと。その前年、北單于が使を遣わして和親を求めて来たが朝議が決まらず、回答

が遅れていた。そこに再び使いを遣わして馬と皮ごろもを獻じ、重ねて和親を乞うと共に音楽を請うた。音楽を乞うというのは、単于のことによると、「先帝ノ時、呼韓邪ニ賜ヒシ所ノ箏・瑟・空・篋、皆敗レタリ、願ハクハ復タ賜ハラシコトヲ裁セヨ」とあり、漢の朝廷に箏や瑟や空篋(くんだり)と、今日のハープに似たもの(箏)を賜わりたいと願ひ出たのである。この時は与えなかつたらしいが、このような楽器が朝廷にあつたことがわかる。これらの楽器は俗楽に用いられたものである。(4)秦古畢むるとは上古の音楽が終ること。すなわち、「太師樂ヲ奏シ、金石ヲ陳ネ、絲竹ヲ布ク、鐘鼓鏗鉤トシテ管絃擘擘タリ。五聲ヲ抗ゲ、六律ヲ極メ、功ヲ歌ヒ、八佾ヲ舞ヒ、韶武備ハリ」て上古の音楽が一通り終わると、四夷藩国の樂が奏せられる。儀とは北夷の音楽、侏とは東夷の音楽、兜も夷国の樂、朱離とは西夷の音楽をいう。三朝の日、すなわち元旦に文武の百官諸侯が宴樂し、その際、上古の音樂(雅樂)、四夷の音樂(俗樂)が奏された。東都賦のこの部分は、明帝の時のことを描いたものである。(5)西南夷の中の犍都夷についての記録。この種族は今の四川省の地に居たらしい。永平中、益州の刺史梁國の朱輔が夷族の宣撫に心掛けた結果、白狼、槃木、唐取等百餘國、戸百三十餘萬、口六百萬以上がこぞって奏貢した。時に犍爲郡掾田恭という者があつて、夷語に通じていたので、その風俗を記録し、そのことばを訳し、その音楽を朝廷に奉らせ、昔聖帝が四夷の樂を舞つたというが、これをもその一に数えて備存せられんことを、と上疏した。そのことを誌した一文である。(6)前史とは、劉昭の注によれば東觀記をいう。この文は桓帝紀の論日に記されているのであるが、これに関する故事、逸

話といったものは残っていない。しかし、帝自ら琴、箏といった絲竹の樂を善くしたということは、そうした音樂が宮廷に深く入りこみ、それを演奏する樂人たちが宮廷内に居たであろうことがわがわがに足るものである。(7)これも(6)に類するものだが胡笛、胡空篋、胡舞を好んだというのは、北方異民族の音樂を愛したということである。太平御覽にはまた、「靈帝善ク琴ヲ鼓シ洞簫ヲ吹ク」とあり、俗樂の愛好者であつたといえる。

### 諸侯、外戚、豪家と俗樂

天子自ら俗樂を好み、朝廷内に黃門鼓吹を置いて盛んにこれを演奏せしめて楽しんでいたのであるから、諸侯や貴戚豪族が俗樂を愛好し、これに倣つて鼓吹妓女を置いたことは当然であつたろう。前漢書はこの間の事情を次のように伝えている。「内ニ掖庭材人有リ、外ニ上林樂府有リ、皆鄭聲ヲ以テ朝廷ニ施ス……成帝ノ時、鄭聲尤モ盛ンニシテ、黃門ノ名倡丙彊、景武之屬、世ニ富顯ス。貴戚五侯、定陵、富平、外戚ノ家、淫侈度ニ過ギ、人主ト女樂ヲ争フニ至ル……哀帝既ニ樂府ヲ罷ム、然レドモ百姓漸漬日久シク、又雅樂ヲ制シテ以テ相變ズルコト有ラズ。豪富吏民、湛汚自若タリ」と。このような現象は前漢に限つたことではなく、次の資料は、後漢に於いてもそうであつたことを物語っている。

1 成少白工吹箏、見安昌侯張子夏鼓琴、謂曰、音不通千曲以上不足以為知音(御賢五百八十一、桓譚新論)

2 融外戚豪家、多列女倡歌舞於前(後漢書列伝第五十四、盧植)

3 府署第館棗列於都鄙、子弟支附過半於州國、南金和宝氷紈綉

之積、盈似珍藏、嬪媛侍兒歌童舞女之玩、充備綺室（後漢書列傳第六十八、宦者序）

4 竇武何功兄弟父子一門三侯、又多取掖庭宮人、作樂飲讌（後漢書列傳第五十六、陳蕃）

5 頃諸鼓吹廣求異妓、時都尉薛訪車子、年十四、能喉嚨引聲、與笛同音……（繁欽、與魏太子書、文選）

6 豪人之室連棟數百、膏田滿野、奴婢千群、徒附萬計……妖童美妾瑱乎綺室、倡謳妓樂列乎深堂（後漢書列傳第三十九、仲長統理亂篇）

7 謂者比四百石、本注曰、掌冠長冠、本員十六人、後減禮樂長本注曰主樂人（後漢書第二十八、百官志五）

(1)安昌は今の河南省確山県の西に置かれた県の名。(成帝のとき、安昌侯に封じられた張禹は字を子文というから、張子夏とは別人である)。子夏は諸侯の身で、自ら琴を鼓した。桓帝が自ら琴を喜出したことに類する。(2)融は馬融のこと。彼は明德皇后（馬援の女、明帝の後）の從姪（いとこのこ）であるから、外戚の豪家というわけ。家に女倡（おんなやくしゃ）を多く貯え、宴席で歌舞をさせた。盧植は、鄭玄と共に馬融に学んだのだが、眼前で女倡の歌舞が催されてもそれに心を奪われることはなかったというのである。(3)明帝の時代から延平（殤帝）にかけて、宦官の任用がようやく重くまた盛んになり、その人員も増えて、中常侍七人、小黄門二十七人となった。そして更に、孫定が順帝を、曹騰が桓帝を擁立するの策を建てて以来、二帝はその恩義に感じてますます彼らを重用した。それ以後、その府署第宅は城の内外に立ち並び、その子弟縁者は州国に半ばし、宝物財物はその倉に満ち、嬪（そ

ばめ）媛（たおやめ）、侍兒（こしもと）歌童舞女たちが美しい部屋に溢れたという。(4)竇武は融の玄孫、字は游平。長女は桓帝の皇后となる。靈帝のとき大將軍となり、聞喜侯に封ぜられたが、陳蕃と共に政を輔けて宦官を誅しようとして謀り、曹節等に殺された。竇氏は一門から三侯を出し、多くの掖庭宮人（後宮の宮女）を連れて来て宴を開き音楽を聴いて楽しんだという。竇武が外戚の豪家であったためであろう。(5)先に黃門鼓吹の項で引用したもののだが、これは繁欽が当時魏の太子であった曹丕に宛てたものである。文中、「聖體好奇ヲ兼愛ス」——すぐれて個性あるうたうたいをこよなく愛した——とあるが、好奇のうたうたいを広く求めていたらしく、繁欽は「一度聽キ給ハバ必ず餘歡アラシ」として薛訪の御者で年十四になるうたうたいを推薦している。そもそも、この曹丕の母、曹操の妻のという人が山東の琅邪開陽の人でもとは倡家（歌姫）であったし、曹操も魏志武帝紀注によれば、大の俗樂愛好者だったことがわかる。「太祖音樂ヲ好ミ、倡優側ニ在リ、常ニ以テ日ヨリ夕ニ達ス」と。また、死に際して、「月且十五日、朝ヨリ午ニ至ルマデ、輒チ帳中ニ向ツテ伎樂ヲ作セ」と遺命したことは有名である。曹魏三祖はただこれまでにある俗樂を演奏させただけでなく、親らも少なからざる歌詞を作って音楽に合わせて唱わせた。曹操の詩は現在二十数篇残っているが、そのほとんどが樂府である。このことと彼が俗樂を熱愛したことは、切り離すことのできないものである。つまり、彼が俗樂を熱愛したことが、樂府詩を多く作らせる結果になったと考えられる。(6)当時の豪人（勢力家）たちの宏壯な邸宅では、美しい少年美しい女たちが部屋に満ち、倡謳妓樂が奥深い座敷にあふれてい

たという。このうたうたいやうたいめに歌を唱わせ舞姫に踊をおどらせて宴樂したのであらう。(7)王国の制度(皇子たちを王に封ずる制度)は、前漢の武帝の時に定められたものであるが、この中に、謁者(長冠を冠することをつかさどる)という官があり、本員十六人で後に礼樂の長を減らす、とある。減らしたということとは、裏を返せば、それまでは礼樂の長という官があったということである。本注によると礼樂の長は樂人をつかさどる、とある。この樂人が雅樂を奏したか、俗樂を奏したかは明らかでない。が、他に音楽をつかさどる官は見えないから、ここで雅樂、俗樂ともに奏したと考えてよいであらう。

## 文人と俗樂

後漢の文士たちのうち、桓譚、馬融、蔡邕、張衡ほか數人を選んで、その俗樂との關係を明らかにしたいと思う。

### 桓譚

桓譚、字は君山、沛国相の人。父は成帝の時大樂令であった。

大樂令は太常の属官で、多數の鼓員工人を従えて、国の祭享の諸奏樂のことをつかさどった。このような境遇に育つたためでもあらうか、彼は「音律ヲ好ミ、善ク琴ヲ鼓シ」「性倡樂ヲ嗜ム」といわれている。父は大樂令という雅樂をあつかう官にあったのに彼は俗樂を愛好したのである。後漢書の桓譚伝は、「哀平ノ間位郎ニ過ギズ」としていささか明瞭を欠くが、「新論雜事第十一」の中で、彼自身は「昔余孝成帝ノ時ニ在リテ樂府令トナル。凡ソ典領スル所ノ倡優伎樂、蓋シ千人有リ」と述べ、俗樂の管理監督の官署である樂府の長官であつたと語っている。成帝の時代は最

も俗樂の盛んなときで、黃門の名倡あらわれ、貴戚、外戚の家は天子と女樂を争うほどであつた。この時代に樂府の長官だつたといふのである。彼は、王莽の時やはり音楽に關係ある掌樂大夫に任ぜられている。後漢に入つて、光武帝がまだ淮陽王の時、召されて太中大夫(議論をつかさどる官)を拜し、即位するや、待詔せしめられたが用いられず、後、大司空宋弘の推薦で義郎給事中に敍せられた。帝は宴會のたびに譚を召して琴を弾せしめ、その繁聲を聴くことを好んだ。このため譚は宋弘から、鄭声を進めて雅頌を乱る者だと責められ、帝も彼に琴を弾じさせたことの非を悟つて、以後、宮中に出仕させないことにした。後、上疏して時の政治を批判したため帝の怒りにふれ、あやうく斬罪に処せられるところであつたが、死一等を減じられて六安郡丞として地方に左遷された。が、赴任する途中で死んだ。時に年七十餘。初め譚は「桓子新論」を著して上書し、また琴道一篇の執筆にかかったが完成を見ずに終わった。肅宗は班固に命じてその続きを書かせたといふ。「琴道」には、琴の來歴、形状から説きおこし、ついで舜操禹操、微子操、文王操、伯夷操、箕子操について述べて、その声清にして微、清にして、紛にして擾、清にして激、とその特色を要約している。雅樂がその主要樂器に金石を用い、その音も重厚なのに對して、俗樂はその名も清商樂、又は清樂といわれ、主要樂器には絲竹を用いる。「絲竹歌ヲ發シテ響キ、器ヲ假リテ清音ヲ揚グ」(大子夜歌)といひ、「絲竹哀シク、竹声濫ル」(樂記)といふことは、絲竹の樂が哀怨の調子を帯びたものであることを示している。そして琴は、この哀怨の調を奏するに最も適した樂器であるといえよう。又、俗樂は「新声」といふことばで

表現されることが多いが、彼は琴道第十六の中で、衛の靈公が晋に向う途中、濮水のほとりに宿し、「夜新声ヲ聞ク」故事を書き記している。このことも彼の俗楽に対する興味と愛着を物語るものであろう。彼は、自らのことを揚雄と比べて次のように述べている。「楊子雲ハ大才ナレドモ音ヲ曉ラズ。余ハ頗ル雅楽ヲ離レテ更ニ新弄ヲ為ス。子雲曰ク、事ノ浅キハ善クシ易ク、深キハ識リ難シ。卿ハ雅頌ヲ好マズシテ鄭聲ヲ悦ブ、宜ナリ」と。

#### 馬融

融、字は季長、扶風茂陵の人。桓帝のとき南郡太守となったが、大将梁冀にさからって免官されたうえ、髡して朔北に移された。自殺しようとしたが死ねず、その後、赦されて帰り、義郎となったが、後、病のために官を去った。彼は才高く、学も博かつたので弟子は千人を数え、その中から涿郡の盧植、北海の鄭玄など、後世に名をのこす学者たちが出ている。しかし、いわゆる学者タイプの間とはおよそ異う。馬融伝はこう伝えている。「善ク琴ヲ鼓シ、好ンデ笛ヲ吹ク、………儒者ノ節ニ拘ラズ。居宇、器服、多ク侈飾ヲ存ス。常ニ高堂ニ坐シテ絳紗ノ帳ヲ施シ、前ニハ生徒ニ授ケ、後ニハ女樂ヲ列ネタリ」と。彼が琴を善くし、笛を吹くことを好んだことは、「琴賦」、「長笛賦」の作品があることからもうなずける。長笛賦の序は彼がいかに俗楽に傾倒していたか、その傾倒のほどを知ることができる。

融既博覽典雅、精核數術、又性好音、能鼓琴吹笛、而為督郵、無留事。獨臥郡平陽郡中、有雒客舍逆旅、吹笛為氣出精列相和。融去京師踰年、暫聞甚悲而樂之。………

彼が督郵（漢代に置かれた官の名。郡守の輔佐役。所屬の県を巡

察し、官吏の成結を調査する。）となって平陽の街に泊った時、洛陽より来た旅客が笛を吹いて、氣出、精列の相和の二曲を奏するのを聞いた。と、古今樂録に引かれている張永元嘉技録に、氣出精列について、「相和二、十五曲アリ、一ニ氣出唱ト曰ヒ、二ニ精列ト曰フ………」とある。しかし後漢のものは現在残っていないので、どのような歌辞であったか知ることができない。（魏の武帝の作った樂府の中に、氣出唱と精列というのがあるが、時代は馬融よりも下るので―馬融が生きている間は曹操は子供だった計算になる―これでないことははっきりしている。とすると、武帝以前に、別の曲があったと考えねばならない。）相和曲は相和歌辞の一つで、俗楽の中でも主要な曲である。馬融は都洛陽を離れて足かけ二年、これらの曲を聞いていたく悲しみ且つ楽しみ、これが動機となって長笛賦を作ったのである。長笛賦はその竹の生いたちから説きおこして、天子の食琴樂で吹奏され、退いて黃門に下り重丘の宋灌、名師の郭張といった有名な樂人たちに用いられる、その吹奏の様子が詳述されて終っている。その形容、描写のたくみなことは彼のこの方面の蘊蓄を示すものであろう。

#### 蔡邕

邕、字は伯喈、陳留圉の人。蔡邕も琴を弾ることがうまう、音律を巧みに操ったので、桓帝の時、五侯が天子にこれを申し上げた。が、邕は病を称して赴かなかつたという。後、董卓に重んじられ、集まって宴することに烏をして琴を弾じて事を賛せしめたという。彼はまた、琴についての文章も書いた。琴賦、琴操がそれである。この外、「琴操賦」には長笛を撫す盲人のさまが描

かれています。

1 出入律呂、屈伸低昂、十指如雨、清聲發分五音舉、韻宮商兮動徵羽、曲引興兮繁絃撫、然後哀聲既發、秘弄乃開……仲尼思婦、鹿鳴三章、梁甫悲吟、固公越裳、青雀西飛、別鶴東翔、飲馬長城、楚曲明光、楚姬遺歎、雞鳴高桑……(琴賦、芸文類聚四十四)

2 目冥冥而無視兮、嗟求頰以愁悲、撫長笛以擅憤兮、氣轟鏗而橫飛、詠新詩之悲歌兮舒滯積而宣鬱、何此聲之悲痛兮、愴然淚以潛側、類離鷗之孤鳴、似杞婦之哭泣、(管師賦、北堂書鈔一百十七)

(1)そもそも俗楽の特色は「声音清越、哀怨動人」にあるのであって、かの雅楽の「和平中正」の声音とは相い、対立するものである。楽府詩集はまた、俗楽の特色を要約して——といってもこれは俗楽を人性を乱るものとして攻撃しているのだが、「所謂煩手淫聲、爭新怨衰、此レ又新聲ノ幣ナリ」と述べている。この賦の中の、「十指如雨、清聲發、曲引興、繁絃撫、哀聲」といったことばは、これら俗楽の特色と合致するものである。仲尼思婦はよくわからない。楽府詩集の琴曲歌辞に、思婦引というのがあるが、これは衛女の作で孔子とは関係がない。また、孔子の作と伝えられるものには、將歸操、猗蘭操、龜山操というのがあるが、思婦の字は見えない。あるいは將歸の誤りか。鹿鳴三章は古琴曲の一。梁甫悲吟は楽府詩集の相和歌辞の梁甫吟のことと思われる。この曲の歌辞は悲吟にふさわしく、公孫接、田聞疆、古冶子の三勇士が、讒言を被って殺されることを歌ったものである。(謝希琴論は「諸葛亮作梁甫吟」と誌すが、蔡邕の頃すでに歌われて

いるのだから、これは正しくない)。周公越裳は楽府詩集、琴曲歌辞、越裳操のこと。越裳国が白雉を獻じた時、周公が作ったものだという。青雀西飛はわからない。別鶴東翔は楽府詩集、琴曲歌辞の中の別鶴操のこと。商陵の牧子の作という。古今注によると、妻をめぐって五年、子がなかったので、父兄が妻をとりかえようとした。このことを聞いて、妻は夜中に起き出でて戸に倚って悲嘯した。牧子はこの妻の嘆きを聞いて悲しみ、琴をとって歌ったという。飲馬長城は楽府詩集、相和歌辞の飲馬長城窟行。出征した夫が万里の長城のほら穴で馬に水かう、夫のこの苦勞を思って妻がこの曲を作ったということになっている。玉台新詠は歌辞を蔡邕の作といい、また楽府古題要解は「或ヒハ蔡邕ノ詞」といっている。しかし、彼の作った賦の中に、しかも当時既にあった曲名歌名と並べて誌されているところから見ると、これもその頃すでにあった歌の一つと考えた方がいい。文選の「此ノ辭作者ノ姓名ヲ知ラズ」とするのが合理的だと思う。楚曲明光は、琴操卷下の楚明光。明光は楚王の大夫。楚王が媧氏の璧を得て、これを趙王に獻じようとして明光を遣した。しかし羊由甫という者があって彼を讒し、帰国するや、王になじられる。そこでこの歌を作ったという。楚姬遺歎は楽府詩集、相和歌辞の楚妃歎。楚の莊王の夫人楚姬が、王の獵を好むのを諫めたことを述べる。雞鳴高桑はよくわからないが、楽府詩集の相和歌辞の中の雞鳴曲かとも思われる。が、そうだとすると高桑の字が納得できない。(2)詠新詩・悲歌兮は、文選劉楨贈五官中郎將詩注では、「詠新詩以悲歌兮」に作る。しかし、北堂書鈔、初学記、御覽とも前者に作る。もし新詩之悲歌をとるならば、この悲歌は後漢の人が新詩という

のであるから、後漢の作か、さかのぼっても前漢を出てないと思われる。とすると、悲歌と題するものに楽府古辞がある。楽府詩集はこれを雜曲歌辞のうちに入れる。この一首は、動亂の世に帰るに家もなく愁苦するいくさびとの、故郷を思うの情を絞べたものである。この詩を詠するのを聞き、「何ぞ此ノ聲ノ悲痛ナル。愴然トシテ涙以テ潛ニ側ム」といい、またこの詩が「離鷗ノ孤鳴ニ類シ、杞婦ノ哭泣ニ似ル」という。離鷗の孤鳴は、嵇康、琴賦

の注に、「善日ク、古ノ相和歌ニ鷗鷗曲アリ」とあるそれである。張衡の南都賦にも「鷗鷗哀鳴」とある。杞婦哭泣は、楽府詩集雜曲歌辞の中の杞梁妻。春秋、齊の杞梁妻の妹、明月の作。姉の貞操を悲しんで作するという。南都賦の「寡婦悲吟」というのもこれであろう。新詩の悲歌がこの鷗鷗曲杞梁妻に類似するというのであるから、悲歌は曲名、すなわち特定の曲を指す個有名詞と考えたほうが自然である。そして相和歌辞、雜曲歌辞に属する曲と並べられているのであるから、俗楽であることは当然であろう。このように、賦の中の字句から考えると新詩之悲歌というのは、雜曲歌辞の中の悲歌、ということになる。これらの賦に出て来る歌辞はすべて当時唱われていたと考えられる。この点からも貴重な資料といわねばならない。

以上、蔡邕が漢代の俗楽はもろろんのこと、漢以前から伝わる琴曲（つまり古代の俗楽）についても造詣が深く、しかも琴の名手だったということは、俗楽に対する深い教養を示すものである。

張衡

字は平子。南陽西郡の人。彼と俗楽との関係については、一部

既に述べたが、彼の賦から俗楽に關係ある字句を拾ってみると。

嚳清商而卻轉（西京賦）

彈箏吹笙、更爲新聲、寡婦悲吟、鷗鷗哀鳴（南都賦）

抗修袖以翳而兮、展清聲而長歌（舞賦）

淮南清歌……結鄭衛之遺風……變曲爲清

改賦新詞、轉歌流聲（七弁）

などがある。また彼の怨篇について、文心雕龍では、「張衡怨篇

清曲可誦」といっている。

疾瑾

字は子瑜、敦煌の人。若くして孤貧、親類の家に身を寄せていたが、日儲に出て生活費を得、暮れて帰り柴を焚いて読書したという。

干足、急絃促柱、變調改曲、卑殺纖妙、微聲繁縟、散清商而流

轉兮、若將絶而復續紛曠蕩以繁奏……干足雅曲既門、鄭衛仍修

新聲順變、妙弄優遊、微風漂颺……（箏賦芸文類聚、四十四）

琴の絃をきびしく張り、琴ちをせばめて調子を変え、低く細い音は纖妙に、微かな音はしげく、清商曲を奏でて流転し、まさに絶えんとしてまた続き、乱れ動き流れて繁く奏でる………雅曲すでに終わり、鄭衛の樂をととのえ、新しき樂次第に交じ、

妙なる弄（小曲、軽少な樂曲で、樂府の二）がゆったり奏される。清商曲は樂府の相和歌辞の一つで、民間音樂のうち重要な曲である。またここに述べられた演奏のしかたは、全く俗樂のそれである。

邊讓

字は文礼、陳留浚儀の人。官は九江大守にまで進んだが、後、

曹操に殺された。「章華臺賦並びに序」を著わす。その中に、

設長夜之溪宴、作北里之新聲、

展新聲而長歌、繁手超于北里、妙舞麗于陽阿、

琴瑟易調、繁手改彈、清聲發而響激、徵音逝而流散、

淫樂未終

美繁手之輕妙兮、嘉新聲之彌隆

などの字句が見える。この賦は楚の靈王が雲夢の沢に遊び、荆台のほとりに憩い、風光明媚の故を以て章華台を築いたことを歌ったものである。

王粲

字は仲宣、山陽高平の人。彼の作品、「七釈」は、七盤の舞について詳述したものである。

邯鄲才女、三齊巧士、名唱祕舞、承閑竝理、七盤陳于廣庭、嘯人儼其齊俟、揄皓袖以振策、竦并足而軒時、邪睨鼓下、伉音赴節、安翹足以徐擊、馭頓身而傾折、翩飄微霍、乱清蕩神、巴渝代起、鞞鐸響振。(芸文類聚五十七)

七盤は楚の舞であるが、張衡の舞賦には「七盤ヲ歴テ麗躡ス」とある。また、般鼓之舞とも言われ、傳武仲舞賦の李善注には、「般鼓之舞、載籍、文ナシ、諸賦ヲ以テ之ヲ言ヘバ、舞人更々通ニ之ヲ蹈ンデ舞節トナス」と。つまり七枚のはちをふせて置いてこれをふみながらそれを節度として舞うことらしい。漢代の画像石にその様を写したものがある。

以上、資料の多く残っている文人たちについて、賦、列伝などから彼らが俗楽をどのように受け取っていたかを見て来たが、こ

の外、阮瑀に「箏賦」「駕出北郭門行」(樂府、雜曲歌辭)がある。更に詩中に俗楽に関することばの見えるものをあげると。

清商隨風發、中曲正徘徊(古詩十九首の一)

當戶理清曲、音響一何非( )

欲展清商曲、念子不能歸(偽蘇武詩)

悲意向慷慨、清歌正激揚(偽李陵詩)

上書詣闕下、思古歌雞鳴(班固、詠史)

彈箏奮逸響、新聲妙入神(古詩十九首の一)

樂人興兮彈琴箏、音相和兮悲且清(蔡琰悲憤詩)

#### 附 挽歌

最後に挽歌のことに触れておきたいと思う。挽歌については次の資料をあげることができる。

1 柩將發于殿、群臣百官陪位、黃門鼓吹三通、鳴鐘鼓、天子拳哀、女侍史官三百人、皆著素、參以白素、引棺挽歌、下殿就車……(陰太后晏駕詔、永平七年)

2 靈帝時、京師賓婚嘉會、皆作魁樞、酒酣之後、續以挽歌、魁樞、喪家之樂、挽歌、執紼相偶和之者。(應劭、風俗通義)

3 商與親酣飲極歡、及酒闌、倡罷、繼以齷露之歌、坐中間者皆為掩涕(後漢書列傳第五十一、周舉)

(1)は、明帝の永平七年に発せられた詔。陰太后の柩が殿を下って魂車に移るとき、黃門鼓吹三通をなし、女侍史官三百人が皆白衣冠して棺を引いて挽歌をうたう。この時の歌がどれであったかは記されていないが、古今注音楽篇に「孝武ノ時ニ至リ、李延年分チテ二曲トナシ、薤露ハ王公貴人ヲ送り、蒿里ハ士大夫庶人ヲ送



ル」と誌されているから、この場合は薙露を歌ったものと思われる。(2) 都では客を招待するときや結婚の宴席にみな魁檮をなしたという。魁檮とは、木で作った人形を操って戯嬉歌舞させる芝居で、木偶戯とも言われる。もと喪楽であった。この人形芝居をやった後、酒宴が酣になると挽歌を唱ったという。挽歌とは「縛ヲ執リ相偶和スルノ者」つまり引き綱をとり(縛は柩を乗せた車を引くつなで、執縛で喪を送るという意味になる)ともに声をあわせて歌ったもの、ということである。これほどの歌が唱われたかわからないが、黄節は曹魏の穆襲の作った挽歌をうたつたとしている。(漢魏樂府風箋) また陳陽の樂書によると、靈帝のとき朝廷で賓客を会するとき薙露を歌つたという。(3) 順帝の永和六年三月のこと。商は大将軍梁商のこと。彼は賓客を洛水のほとりに会し、酣飲してその楽しみの限りをつくし、酒たけなわなるに及んで、倡(倡樂。酒席の興を添えるための歌舞音曲のたぐい)をやめ、薙露の歌をうたつたというのである。このことを聞いた周舉が嘆いて、「此レ所謂ル哀樂時ヲ失ヒ、其ノ所ニアラザルナリ。殃將ニ及バンカ」といった。果してその秋、商は死んだという。この話は、酒宴の席で挽歌を唱うことは、よくないと考えられていたことを示すものである。陳陽の樂書もこのことについて「豈ニ國家久長ノ兆ナランヤ」と述べている。

以上三つのうち、(1)は、挽歌が歌われるべきときに、その所に於いて歌われていた(光武帝のころ)が、後漢も半ばをすぎると(順帝—靈帝)その用い方が乱れて来て、結婚の宴席や、賓客を招いて宴樂するとき唱って興を添えるに至つた。その善し悪しは別として、このような現象が都の民衆の間に見られるこ

と(例2)は、樂府詩の普及の一面を窺い知ることができる。

以上、後漢書および後漢の作とされている詩、賦、文章に資料を限って、いろいろの角度から樂府に代るべき機関について考へ俗樂流行の状況を見てきたが、最後にこれらをまとめてみたいと思ふ。

先ず、樂府に代るべき機関であるが、さきにあげた、黃門鼓吹角抵戲、鼓吹、採詩の四つの項目を見ると、当然、これらを監督するものがあつたことが考えられる。また、これらは黃門鼓吹を中心した構成人員とする一つの官署であつたと考えられる。黃門鼓吹は後漢を通じて存在し、少府に属して、朝会など、天子が群臣を宴樂するときに用いられ、その性格は樂府のそれに近い。また、角抵戲はその種類、内容ともに前漢からそのまま受けついでおり、やはり後漢を通じて存在し、黃門鼓吹の奏樂と並んで戲を行つており、實質的には、樂府の構成人員であつた前漢時代とあまり變つていない。鼓吹の中にも、樂府に属していたものに近い性格のものが見える。また採詩のことも一応行われている。そこでこれらを統括する機関であるが、同時代の文書にはそれらしいものも、その存在を暗示するようなものも見えないし、後漢書にも樂府に代る何らかの官署が設置されたという記録は見当たらない。これらをつかさどるものとして唐六典にはじめて承華令の名が見える。これを直ちに樂府の長官に相当するものと考えるには、唐六典と通典だけでは資料が足りないと思ふが、それを否定する資料もないし、黃門鼓吹などを監督する長官はなければならぬのであるから、一往これに従つておく。

次に俗楽の流行と楽府詩であるが、天子をはじめ、王、諸侯、その他権勢ある人々および文人たちが絲竹の楽を好み、あちこちで盛んに俗楽を演奏し、楽しんだことは改めて言うまでもない。しかしこのことは、後漢の楽府詩が多く残っていることと無関係ではない。俗楽が盛んであったために、その歌辞であるいわゆる楽府詩に、いいものが次々と作られる結果となり、従ってこれが後世に残る機会も自然多くなつたものと考えられる。後漢楽府詩が多く残っていることは、制度の上でどうであつたから、というより、むしろこの理由によるものである。